**事務所便り**

都城市八幡町1－17

経営・労務管理　立山事務所

℡0986-21-1813 Fax0986-21-1812

**27**年**3月号**

**≪視点≫改正パートタイム労働法について**

　パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるように以下の改正が行われました。今後のパート労働者の労務管理についてはより注意が必要となります。

　また、現在宮崎県では雇用者全体の約40％が非正規雇用労働者となっており、労使双方に大きな影響をもたらす改正となります。それでは、実際に改正内容を見てみましょう。

**改正な主な内容**

**①正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大**

　正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者については、これまで、(1)職務内容が正社員と同一、(2)人材活用の仕組み、(3)無期労働契約を締結しているパートタイム労働者であることとされていましたが、改正後は、(1)、(2)に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取扱いが禁止されます。つまり、パートタイム労働者が同じ業務を同じ責任の程度において同じ人材活用の仕組みの中で作業に従事している場合、賃金・解雇などの勤務時間を除くすべての労働条件について差別的取扱いをすることはできません。

「職務内容が同一」とは…正社員とパートタイム労働者から抽出した「中核的業務」を比較し、「業務の内容」及び「責任の程度」が同一であると判断できる状態を言います。

※厚生労働省HPに職務分析・職務評価実施マニュアルもありますのでご活用ください。

**②「短時間労働者の待遇の原則」の新設**

　事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、広く全てのパートタイム労働者を対象として待遇の原則の規定が創設されます。

**③パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設**

　事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければならないこととなります。

【具体的な内容】待遇の差別的取扱い禁止、賃金の決定方法、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、正社員への転換を推進するための措置となります。なお、パートタイム労働者から説明を求められた場合には、求められた内容に応じて、上記事項及び労働条件の文書交付等、就業規則の作成手続の各種制度がなぜそのような制度であるかなどを説明することが必要です。

**④パートタイム労働者からの相談に対応するための事業主による体制整備の義務の新設**

　事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならないこととなります。

　「必要な体制」の整備とは、苦情を含めた相談に応じる窓口などの体制を整備することで、組織であるか個人であるかを問いません。実際の対応としては、①雇用労働者の中から相談担当者を決める。②「短時間雇用管理者」を相談担当者と兼任させる。③事業主自身が担当者となる。④外部専門機関に委託する　－　などが考えられます。　　　　　　　　　　　　お問い合わせは当事務所まで！

**―　ご存知ですか？**

**健康保険料率・介護保険料率の変更は４月分から！**

衆議院の解散に伴い政府予算案の閣議決定が遅れたことにより、例年より1ヶ月遅れた4月分より、

健康保険料率・介護保険料率が変更となりました。宮崎県は健康保険料率9.98%（個人負担分4.99%）、

鹿児島県は10.02%（個人負担分5.01%）、介護保険料率は全国一律の1.25%（個人負担分0.79%）となりますので給与計算担当者の方はご注意ください。

**―　注目の助成金**

中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成コース）

　概要

　評価・処遇制度、研修体系制度、健康づくり制度等の雇用管理制度の導入等を行う健康・環境・農林漁業分野等の事業を含む中小企業事業主に対して助成するもの。（**重点分野関連事業主**）

このうち介護関連事業主は、介護福祉機器導入の場合も助成対象となります。**（介護関連事業主）**

受給額

◎評価・処遇制度：40万円　　◎研修体系制度　：30万円　　◎健康づくり制度：30万円

◎介護福祉機器等：導入費用の2分の１（上限300万・申請時に機器の支払完了が要件）

対象となる措置

＜重点分野関連事業主＞

◎評価・処遇制度の導入　◎研修体系制度の導入　◎健康づくり制度の導入

＜介護関連事業主＞

◎介護福祉機器の導入等

例）移動用リフト、自動車用車いすリフト、座面昇降機能付き車いす、特殊浴槽、ストレッチャー、自動排せつ処理機、昇降装置（人の移動用に限定）、車いす体重計　　など。

対象となる事業主

* 1. 対象となる措置の各措置の実施状況・支払状況等を明らかにする書類を整備・保管し、

労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること。

* 1. 下記それぞれの要件

＜重点分野関連事業主＞

・健康、環境、農林漁業の分野等の事業主

・雇用管理責任者を選任、周知していること

・計画の初日前日から起算し6か月前の日から解雇をしていない事業主であること。

＜介護関連事業主＞

・上記3要件のうち、介護サービスを業として行う事業主であること。

　　　　お問い合わせは当事務所まで！